

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷一十四第

行發日一月七年十和昭

論叢

民族の周流 文學博士 高田保馬
 官吏と課税 法學博士 神戸正雄
 部落協議費の研究 經濟學博士 汐見三郎

時論

輸入割當制に關する一理論 經濟學博士 谷口吉彦

研究

ベルギー・フランスの切下に就いて 經濟學士 松岡孝兒
 商業生産説の諸性格 經濟學士 松井清
 デイーチエル公債論の發展 經濟學士 島恭彦

説苑

産物方について 經濟學博士 本庄榮治郎
 海外移住民考 經濟學士 青盛和雄
 ワールの農業經營集約度概念について 經濟學士 小泉所

附録

新着外國經濟雜誌主要論題

部落協議費の研究

沙 見 三 郎

一、地方財政調整交付金の應急性

地方財政調整交付金は從來は内務當局の希望又は學者の議論に止まつてゐたが今や内閣審議會の中心問題となり其の實現の色を濃くしてゐる。實に地方財政調整交付金は我國現時の地方財政の不均衡を調整し併せて山農漁村の更生を助くる意味に於て適切なる施設である。然し地方財政調整交付金のみが地方財政の不均衡を矯正する唯一の方策であらうか、又地方財政調整交付金は恒久的に之を持續すべきものであらうかと云ふ問題になると、考へざるを得ない。余は地方財政調整交付金の實現を切望すると共に、同時に之が缺陷を出来るだけ少なからしむる事に考慮を拂ひたいのである。

我國の地方財政の建前は獨立財政主義である。道府縣、市町村は各々其の定められたる稅收入と稅外收入とに依つて經費を支辨するを以て原則とし、下級團體から上級團體に分擔金を納め納付金を出し又は上級團體より下級團體に補助金を與ふるが如き事は、これを例外と認めてゐる。而して地方財政調整交付金は其の例外を一步進めんとしてゐる。勿論、地方財政調整交付金を採

用するにしても其の初年度の補助額は五千萬圓に止まるが、之に實質上の地方財政調整交付金たる義務教育費國庫負擔金(昭和十年年度豫算によれば、經常費八千五百萬圓、臨時費九百萬圓)を加へると一億五千萬圓見當となるのである。而も義務教育費國庫負擔金の先例によると逐年その要求額を増加し、或は我國地方財政の建前たる獨立財政主義を破り、補助金中心主義となるかも知れない。これ地方財政調整交付金を以て地方財政に對する唯一の恒久對策とせず、其の應急性を認むるによつて其れ以外に恒久策を求めんとする所以である。

然らば地方財政調整交付金以外に地方財政の不均衡を矯正する恒久對策として如何なる方法を考ふべきか、委任事務費の全部又は大部分を國庫負擔とし以て地方財政の負擔を輕からしめんとする意見がこれである。此種の考へ方は已に繰返へし論ぜられたる所であり、現に地方費中主要なる國政事務費(委任事務費、費用負擔、吏員に對する委任事務費)として昭和九年度當初豫算中に於て道府縣費四億四千萬圓(道府縣費總額に對し七三・八%)市町村費九億八千八百萬圓(市町村費總額に對し四二・一%)が推計せられてゐる。委任事務費とか國政事務費とかは極めて曖昧なる概念であるが特に其の性質を濃厚に帯びてゐるものだけ推計しても昭和九年度に於て道府縣費一億九千五百萬圓(道府縣費總額に對し三二・八%)市町村費三億六百萬圓(市町村費總額に對し二三・五%)計五億二百萬圓(地方費總額に對し二六・五%)に上つてゐる¹⁾。かくして問題は一應は明瞭になつてゐるから茲には改めて觸れ無いで置く。地方財政の不均衡を矯正する恒久策としては、

1) 自治研究第十一卷第五號132—138頁

余は寧ろ地方財政の單位たる行政區劃の改正について考察を試みたいのである。行政區劃の改正と云へば問題は道府縣市町村の全部にわたり之を解決せねばならぬ事となるが、農村財政の窮乏が叫ばれてゐる際であるから主として問題を町村に限る事とする。町村の財政を考察するに當り無視する事の出来ないのは部落の協議費である。²⁾

二、地方財政の最小單位

嘗て本誌に於て、地方財政調整交付金の必要を論ずるに當り、一道三府四十三縣の四十七行政區劃にわたり經濟力の不均衡を人口(昭和五年十月一日)・土地賃貸價格(大正十五年四月一日)・私有財産(昭和五年末)・第三種所得(昭和六年度)・直接國稅負擔額(昭和六年度)について調査し次の結果を得たのである。

	最大	算術平均	最小	平均偏倚	標準偏倚	歪度
人口	三九三	一〇〇	三六	四三	六四	十〇・〇三三
土地賃貸價格	四八七	一〇〇	三	五五	六	△〇・〇〇三
私有財産	五〇	一〇〇	三	九	八〇	△〇・〇五三
第三種所得	一、〇〇六	一〇〇	六	九四	一七	十〇・〇〇四
直接國稅負擔額	一、二九五	一〇〇	五	六四	二〇一	十〇・〇二八

標準偏倚について見れば、人口(六四)・土地賃貸價格(七六)・私有財産(八〇)・第三種所得(一七

2) 拙稿；地方財政の不均衡と其の對策(本誌第四十卷第四號)

九)・直接國稅負擔額(二〇一)の順序を示してゐる。明治年代に府縣を設けた初めには各府縣の經濟力が大體平等となる様に定められたのであらうが、大正を過ぎ昭和に至りて、此の不均衡は愈々甚だしくなつた。而して此の不均衡の矯正をはかる所に地方財政調整交付金の使命が存してゐる。

然し道府縣の經濟力の不均衡は市町村の經濟力の不均衡に比すれば程度の低いものである。試みに市の經濟力の不均衡を市稅について見るに、六大都市が斷然他の市を壓してゐるのである、昭和九年に於ける全國の市の稅收入が一億四千四百萬圓なるに對し六大都市の其れが八千八百萬圓に上つてゐるのである。道府縣の經濟力の不均衡を測定したと同じ方法を市町村全部について行へば定めし興味深い結果を得る事と思ふが、何分にも市二二・町一、六六三・村九、八三九・合計一萬千六百六十三(昭和八年四月一日)の多數に上るから只今の所は其の計算を斷念せざるを得ない。茲に町村の經濟力の不均衡特に町村の財政の不均衡を考察するに當り、町村財政の最小單位を明かにする必要がある。我國の町村は原則として部落に之を分解する事が出来る、部落は大字又は小字に分れ或は更に垣内、坪内、坪、株内に細分せられる事もある。徳川時代には此等の部落が自然村として社會生活の單位をなしてゐるに拘らず、町村制を定むるに當りプロイセンの制度を輸入して此等約六萬の部落を分離併合して今日の町村を形作り其の上に今日の町村財政が成立してゐるのである。従つて名義上は町村が自治の最小單位となつてゐるのであるが、實質上は寧

3) 石黒忠篤；農村行政⁴²⁻⁴⁵頁
4) 横井時敬；農村制度の改造

る部落が依然として社會生活の中心をなし、町村が單に部落の聯合たるに止まるが如き場合がある。かゝる町村に於ては町村財政のみでは町村民の財政生活を明らかにするを得ず、部落財政即ち部落協議費を研究せねばならぬ。東北のある町村の如き制限外課税を少しも行はず、極めて順調なる地方財政を送つてゐるようであるが、實は部落協議費を多額に負擔し、町村財政を實質的に援助してゐるといふが如き場合がある。此の種の町村に於ては町村税と部落協議費とを合計して始めて町村民の地方税負擔を明らかにする事が出来るのである。勿論これは町村のみに限つた現象でなく、東京の町内會、京都の共同組合の如き都市に於ても其の例があるが、市の部落協議費と町村の部落協議費とは其の意味を異にしてゐるから問題を専ら町村の部落協議費に限る。

自然村たる部落と行政上の町村とが融合してゐる場合は問題ではないが、然らざる場合には地方財政の最小單位は町村に非ずして寧ろ部落に存する譯である。故に國民として納める國税、道府縣民として納める道府縣税市町村税として納める市町村税の外に部落民として納める部落協議費を考察せねばならぬ。地方財政概要は部落協議費に關し次の數字を示してゐる。⁵⁾

支出總額 （千圓）	大正		昭和		同		同		同		同	
	十二年度	十三年度	十四年度	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	八年度
支出一戸當	二六、三二	三三、二九	三三、九一	三四、五六	三五、四六	三八、一七	三六、一八	三四、二〇	三三、八九	三四、八三	三九、〇九	三九、〇九
支出一町村	五、四〇	六、七七	六、四九	六、〇元	六、二三	六、四八	六、三五	五、四八	五、九元	五、四三	五、七元	五、七元
支出市町村數	七、七六	八、〇八	八、二六	七、五九	七、八三	七、九三	八、〇五	八、〇三	八、〇七	七、八六	七、九二	七、九二

5) 内務省地方局；昭和九年度地方財政概要20頁

この内務省地方局の調査によつても部落協議費を支出してゐる町村税が全國の六割餘を占め、一戸當支出額は町村に於て約六圓に達し戸數割一戸當約十四圓に比較しても少なからざる數字を示してゐる。而も内務省地方局の調査たるや部落協議費の最小限を示してゐるから、部落協議費は我が地方財政に於て相當に重要な部分を占めてゐるのである。これ部落を以て地方財政の最小單位となし、部落協議費の研究を以て町村財政研究の出發點とする所以である。

三、部落協議費の内容

部落を以て地方財政の最小單位とし従て部落協議費をば國稅、道府縣稅、市町村稅に準ずるものとせば問題は頗る簡單であるが部落協議費はそれ程明瞭なる内容を有してゐない。茲には先づ地方財政概要の部落協議費を中心として總括的研究をすゝめたい。

一 専門家の説によれば「純粹の意味に於ける部落協議費は各戸の申合せにより其の部落中に於ける公益上の協議により又は協議に基き施行する事業の費用であつて、市町村の手の及ばざるものか又は市町村として取扱ひ難きものに限られてゐる」のである。即ち「協議して定めた費用であつて道路の小修繕、街燈點火、渡船、撒水、清潔法の施行、産業獎勵、災害豫防、夜警、神社寺院の修繕、冠婚葬祭、入退營兵の送迎、家族慰問、窮民救濟、各種納稅獎勵等」を指すのである。地方財政概要は昭和八年度部落協議費の内容を次の如く土木及水利費、神社及寺院費、警

備費、事務所費、衛生費、勸業費、其他に區分してゐる。(單位圓)⁶⁾

土木及水利費	一四、三二〇、六〇一	衛生費	二、三六八、六二七
神社及寺院費	六、四八二、三三五	勸業費	一、七一〇、五三二
警備費	三、七四四、九三四	其他	六、七七一、八六八
事務所費	三、六二〇、五四六	部落協議費總額	三九、〇一九、四四三

故に部落協議費は其の用ひらるゝ範圍は大字、小字の小區域に止まり其性質は町村事務以外のものに屬する筈であるが、實際上は必ずしも然らず理論上に於て市町村税を以て支辨すべきものと認めらるゝ範圍の小學校營繕費、警備費等をも部落協議費として支出してゐるものもある。

二 部落協議費の用途は不正確ながらも一應は之を明らかにする事が出来るが、其の財源を如何なる方面に求めてゐるかとなると千差萬別である。或は特別の寄附補助金により或は部落有財産より生ずる収入を以て財源としてゐるものがあるが、直接部落民に負擔せしめるものとしては次の六種を例示する事が出来る。

- (1) 土地又は税を標準とするもの………地價割、賃貸價格割、段別割、營業稅雜種稅割、稅額割、納稅割、山林割、水利費割、空地割、
- (2) 資力を標準とするもの………資力割、見立割、分限割、資産割、階級割、取得割、
- (3) 生産を標準とするもの………生産割、收繭割、漁業割、
- (4) 家屋戸數を標準とするもの………平等割、戸數割、平均割、家屋割、棟數割、單戸割、間

6) 内務省地方局；昭和九年度地方財政概要 20頁

口割、疊數割、個數割、坪數割、

(5) 人畜を標準とするもの……人頭割、牛馬割、

(6) 氏子檀徒を標準とするもの……氏子割、檀徒割、

これは部落協議費を直接部落民に負擔せしめる方法の一例にすぎないのであるが、租稅的要素が多分に含まれてゐる事を察するに足るのである。

三 かくの如く觀察してみると、使途より見て部落協議費の或部分は町村財政の變形にして純粹の地方財政の範疇に屬し、他の部分は所謂協議費として地方財政に準ずるものである。部落協議費を財源より見れば其の或部分は租稅の或る形をとり地方財政の一部分を形成すると共に、他の部分には會費の一種として準財政の範疇に屬してゐるのである。使途及び財源のいづれより見ても、部落協議費は直接間接に地方財政と密接なる關係を保ち、部落協議費を外にしては町村財政を理解し難き事を知るのである。

四、部落協議費の個別的研究

以上地方財政概要に現はれたる部落協議費を中心として概括的に其の内容を明らかにしたのであるが、更に各種の機關に依て發表せられた資料の中から部落協議費の個別的實例を拾つて見よう。帝國農會の「戸數割に關する調査」と農林省農務局の「農村及都市の各種團體負擔狀況」と東京

帝國大學農學部林政學學室の「山村實態調査報告書」と京都帝國大學農學部農林經濟研究室の「農村調査」とが其の資料である。

一 帝國農會の部落協議費の調査は昭和八年五月に發表せられたものであつて最近の數字は昭和七年度の分を含んでゐる。新潟縣の某村九部落及び茨城縣の某村八部落と埼玉縣の某村七部落を其の研究對象としてゐる。

此等の部落協議費の用途を見るに用水費、堤防費、部落有の堰及用排水堀改修及農道修理費、消防費、神社佛閣の修繕寄附、祭典費等である。而して部落協議費の財源は地價割、反別割、土地賃賃價格割、地租割、特別地稅割、戸數割等に分れ頗る區々である。

二 農林省の調査は昭和九年十二月に發表せられたものであるが、其の數字は昭和八年現住である。租稅以外の公課負擔即ち各種團體に對する負擔の狀況を調査したものであつて、農村と都市との兩方にまたがつてゐるが茲には農村のみを引用する。

農村に負擔を課する團體を法令に準據せる産業團體（農會耕地整理組合、水利組合等の十四種の團體）と法令に準據せざる産業團體（農家組合、煙草耕作組合、出荷組合、灌漑組合、副業組合等七十三種の團體）と産業に關せざる團體（消防組、青年團、在郷軍人會、婦人會、赤十字社等の五十五種の團體）とに分ち、部落協議費を恰も最後の種類に屬せしめてゐる。産業團體を合計しただけでも已に八十七種に達し農家の公課負擔の相當に大なるを思はしめるのであるが、こ

これは將來の生産に對する一種の放資として一應は是認する事が出来るのである。然し幾ら農村の文化の向上とは云へ不生産的團體が五十五種と云ふ相當數に上つてゐるといふ事は一考の餘地があると思はれる。

負擔額を見るに法令に準據する産業團體約五十八萬圓、法令に準據せざる産業團體約八萬圓、産業に屬せざる團體約三十七萬圓であるから合計百五萬圓に上る。而して部落協議費は約二十八萬圓を占めてゐるから、租税以外の公課全體の四分の一に上り且つ産業に屬せざる團體の負擔金の大部分を占めてゐる。以て部落協議費の重要性を知る事が出来る。

三 東西兩帝國大學の農村山村の調査はいづれも農林省の經濟更生部と關係を有し部落協議費の研究についてもそれ／＼特色を有してゐる。

東京帝國大學の報告は全國十二縣の調査であつて、農學部島田錦藏、永田龍之助、西村甲一の三學士を指導員として昭和八年十二月より九年正月にわたる實績を收めてゐる。各町村を中心とした調査であるから國税、府縣税、町村税は詳細に調べられてゐるが、其の外に公課として農會費と水利組合費とを擧ぐるに止まり、部落協議費なる統一した項目が發見出来ないのは残念である。然し岩手縣上閉伊郡附馬牛村、山形縣南置賜郡三澤村、栃木縣上都賀郡栗野町、新潟縣南蒲原郡森町村、長野縣下高井郡平穩村、靜岡縣安倍郡大河内村、京都府愛宕郡花脊村、和歌山縣伊都郡花園村、島根縣飯石郡西須佐村、愛媛縣周桑郡櫻樹村、熊本縣球磨郡渡村、宮崎縣西臼杵郡

七折村、の十二の代表町村につき部落の經濟狀況を明らかにし以て部落が町村生活の最小單位たる事を明らかにしてゐる。

京都帝國大學の調査は昭和八年六月二十二日より二十五日までに行はれ、滋賀縣蒲生郡鏡山村大字山中を調査したものである。橋本教授、渡邊、杉野兩助教授を指導者とした集約的調査である。四十五戸につき公課並びに諸掛費が算定せられてゐるが、其の合計は二千七百十九圓である。其の中直接國税は二百五十圓、縣税は七百二十圓、村税は千百八十七圓、部落費は百二十六圓、其他百四十一圓、諸掛費二百九十二圓と示めされてゐる。租税については詳細なる内譯が與へられてゐるが部落協議費の内容が不明なのが残念である。

四 部落協議費を個々の場合につき調査すると、其の間に一貫した概念のあるに拘らず其の範圍を明確に定め難いのを發見する。同じく部落協議費と云つても帝國農會と農林省と東大と京大との以上四種の調査に於てあるひは廣く、あるひは狭く解せられてゐるのである。更に之を市財政について見れば、町内會費、^か 共同組合費、區費なる名の下に部落協議費が理解せらるゝのであるが、其の範圍が頗る曖昧なる事を知るのである。然し我が國民の自治生活の最小單位なるものは果して如何なる範圍に行はれてゐるかといふ事を考へると矢張部落が自治生活の出發點として意義を有し、從て部落協議費が地方財政の最小單位となるのである。部落を無視しては市民の生活も町村民の生活も考へ得られないこととなる。

7) 東京市政調査會：東京市町内會に關する調査。東京市の區財政に關する調査。

地方財政概要により漠然と考へられた部落協議費なるものは現實の町村財政に接するにより追々明瞭を加へてくるのであるから、將來の研究を必要とするのである。

五、部落協議費の將來

簡單ながら、我國の部落協議費を町村財政中心に觀察して以上の結果を得たのである、明治年代に於て市町村を行政の最小單位と定め大字小字等の部落の存在をば法制上では全然之を認めなかつたに拘らず、明治、大正、昭和を通じて實際上の財政生活に於ては依然として部落が存続し部落協議費が地方財政の最小單位として意識を有してゐる。この動かすべからざる事實は、亡ぼさんとしても亡ぼし得ざる部落協議費の強みを示し其の將來を語るものである。

部落協議費を解消してこれを町村財政に吸収せしむべきか、又は部落協議費を尊重し町村財政の一部を割いて之を部落協議費に加へんとすべきや、又は部落協議費を二種に分ち一部を協議費として存続せしめ他の部分を町村財政に加ふべきや、部落協議費に對しこの三つの立場が分れるのである。從來町村の劃一性を高調するの餘りやゝもすれば部落の存在を無視し部落協議費の解消に努めた傾向があつたが、部落が町村財政の最小單位として確乎たる存在理由を有する限り、この種の劃一的方針を強行する事に對して再検討を加へる必要がある。寧ろ地方財政の不均衡を矯正する爲めには自然村たる部落を單位として町村の再組織を行ひ、ひいては府縣の行政區劃を

整理する必要が存すると云ふが如き説も決して痴人の夢として一笑する事が出来ないものである。現に横井時敬博士の如きは、廢止せられたる郡制の代りに郷制を置き、現在の町村制の代りに邑制を置かんとし、而して現在の大字即ち合併前の町村又は現在の町村を以て邑とせん事を提唱せられたのである。横井博士の郷制と邑制とに對しては俄かに賛意を表し難きも、部落の存在及び部落協議費の存在に注目し、その方面より地方行政機構の再検討を加へられた態度には敬意を表するものである。

地方財政調整交付金は地方財政に不均衡の存する事を前提とし之を矯正せんとする所に目標をおいてゐる。然しこれと同時に地方財政の改組を行ひ、地方財政の不均衡そのものを除去せんとする立場も考へられる。勿論地方財政の改組は國家的の難大事業であつて、實現性の點に於ては地方財政調整交付金の易きに及ばない。これ地方財政調整交付金が實行の可能性に富む所以である。然し實行難の理由を以て地方財政の改組を斷念するはあまりに早計であつて、地方財政の不均衡除去の爲めには必ず此方面を閉却してはならない。而して地方財政の改組には其の最小單位たる部落協議費の研究より之を始める必要がある。

本稿執筆に關し内務省地方局の永安課長及び谷口屬より便宜を與へられ謝意を表す。